

公益社団法人埼玉県臨床工学技士会代議員選出規程

第1章 総則

- 第1条 本規程は公益社団法人埼玉県臨床工学技士会定款第11条の規定に基づき、代議員に関する事項を定める。
- 2 代議員の定数は75名以内とする。

第2章 選挙権及び被選挙権

- 第2条 選挙権は代議員選挙告示日において、正会員の資格を有する者が書面または電磁的投票により行使できる。
- 2 被選挙者は、2年以上正会員としての資格を有し、選挙告示日現在、会費を完納している正会員であること。

第3章 代議員選挙

- 第3条 選挙は代議員の任期満了の当該年度内に施行しなければならない。
- 第4条 代議員選挙は、立候補制とする。
- 2 選挙の告示は投票日の50日以上前に行わなければならない。
- 第5条 代議員に立候補しようとする者（以下、立候補者）は、選挙管理委員会が定めた立候補届出用紙（以下、届出用紙）を指定日（当日消印有効）までに提出しなければならない。
- 第6条 立候補届出の締め切りは、投票期限の30日前とする。
- 第7条 選挙は無記名の定数内連記投票により行う。
- 第8条 当選者は、それぞれ有効投票数を得た者から高得票順に定める。
- 2 定数最下位の同数得票者が複数ある場合は、決選投票を行う。
- 第9条 立候補届出締切日を経過するも、立候補者が定数を超えない時には、無投票で当選者を定めることができる。
- 第10条 立候補者氏名及び選挙公報の告示は、投票期限の14日以上前とする。

第4章 欠員の補充

- 第11条 代議員が欠けた場合に備え、前章の選挙による次点者を順次繰り上げて予備代議員とする。
- 2 前章の選挙に落選した候補者は、予備代議員となり代議員が欠けた場合に、優先順位に従い代議員となる。予備代議員の優先順位は得票数の多い順とする。
- 3 繰り上げにより次点者がいなくなった場合又は無投票選出である場合は、改めて予備代議員選挙を行うことができる。
- 4 予備代議員の効力を有する期間は、定款第11条6項の代議員の任期の満了する

時までとする。ただし、次の各号に掲げる場合、予備代議員の効力を有する期間が直ちに満了する。

- (1) 代議員になったとき
- (2) 代議員になることを辞退した場合
- (3) 定款第10条の規程により会員資格を損失したとき

第5章 異議の申し立て

第12条 選挙に関する異議は告示後14日以内（当日消印有効）に選挙管理委員会に文書をもって申し立てることができる。

第6章 立候補ならびに当選の取り消し

第13条 立候補者が、選挙に関わる事項について重大な虚偽の申告を行なったことが明らかになった場合は、立候補または当選を取り消すことができる。

第7章 細則・改定

第14条 この規程の施行に関し必要な規則は、理事会の決議を経てこれを定める。

第15条 この規程を改定する場合は、理事会の議決を得なければならない。

(附則)

1. この規程は令和2年11月12日より施行する。